

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

- (1) 当社は、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応えて、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えております。
- (2) 当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは、次のとおりです。
 - a. 製鉄事業を中核とする当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。
 - b. 経営の健全性の確保にあたっては、当社事業に精通した常勤の監査役と高い識見を有する社外監査役が、当社の会計監査人、内部統制・監査部等と連携し、取締役の職務の執行状況や会社の財産の状況等を日々監査しております。また、当社は、取締役会における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実を図るため、企業経営等に関する豊富な経験を有する複数の社外取締役を置いております。現在、当社の取締役会には、11名の業務執行取締役に加え、業務執行には携わらない2名の社外取締役と7名の監査役(内、社外監査役4名)が出席し、取締役会における多角的かつ十分な検討と意思決定の客観性を確保しております。当社は、すべての社外取締役と社外監査役が必要な情報を得てその役割を十分に果たすことができるよう、会長・社長等とこれらの者が定期的に会合を開き、経営課題の共有化や意見交換を行っております。
 - c. 当社は、経営の透明性を高め、各ステークホルダーに当社グループの経営状況を正しく理解していただけるよう、法令や金融商品取引所のルールに基づく情報開示にとどまらず、財務・非財務情報を適切な時期に、わかりやすく、正確に開示することを心がけております。
 - d. また、当社は、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、内部統制システムを整備し適切に運用するとともに、その継続的改善に努めております。健全で風通しのよい組織づくりのため、職場内外での対話を重視し、定期的に全社員の意識調査を行うとともに、当社社員のほか、グループ会社社員やその家族等からも相談・通報を受け付ける内部通報制度を設けて、内部統制環境の整備を図っております。
 - e. 当社は、社外取締役や社外監査役の意見も踏まえて自律的に改善を図っていくことができるよう、取締役会において、取締役会全体の实效性についての分析・評価を含め、コーポレート・ガバナンスの仕組みや運用状況等を定期的に点検・レビューすることとしております。
 - f. 当社におけるコーポレート・ガバナンスの具体的な取り組み、状況につきましては、本報告書の各項目をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コードの各原則のすべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(いわゆる政策保有株式)

(1) 政策保有に関する方針

当社は、営業上の取引関係の維持・強化、提携関係の維持・発展、事業活動の円滑な推進等を通じた当社の中長期的な企業価値の向上を目的に、いわゆる政策保有株式(当社関係会社株式以外のすべての株式)を保有しております。また、この政策保有株式については、毎年定期的に取締役会において、保有意義に加えて投資先企業の業績や財務体質等を定量的に評価し、保有の合理性を検証しております。

(2) 政策保有株式に係る議決権の行使に関する基本方針

政策保有株式に係る議決権の行使については、当社の各責任部門が投資先企業の株主総会議案の内容を精査し、当社及び投資先企業の企業価値の向上に寄与するか否かを総合的に判断し、適切に議決権を行使しております。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社と取締役との取引(間接取引を含む。)については、各取引内容を調査のうえ、利益相反取引に該当する場合には、法令及び社則である「取締役会規程」に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認しております。

当社と監査役その他の関連当事者との間の取引につきましても、各取引内容を調査したうえで、法令に従い、取引の重要性や性質に応じて適切に開示しております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1) 企業理念、経営戦略・経営計画

企業理念

当社グループは、常に世界最高の技術とものづくり力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて社会の発展に貢献することを基本理念とし、これを実現するために、

1. 信用・信頼を大切にグループであり続けること
 2. 社会に役立つ製品・サービスを提供し、お客様とともに発展すること
 3. 常に世界最高の技術とものづくりの力を追求すること
 4. 変化を先取りし、自らの変革に努め、さらなる進歩を目指して挑戦すること
 5. 人を育て活かし、活力溢れるグループを築くこと
- を経営理念としております。

経営戦略・経営計画

当社は、事業環境の変化や当社グループの課題に着実に対応し、「技術力」「コスト競争力」「グローバル対応力」を進化させ、揺るぎない「総合世界No.1の鉄鋼メーカー」を実現するため、2015年度～2017年度を実行期間とする「2017年中期経営計画」を策定しております。その詳細については、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

- (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
本報告書の「1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
- (3) 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
 - a. 報酬決定の方針
当社は、取締役会において「取締役及び監査役等の報酬等の額の決定に関する方針」を定め、これを「事業報告」において開示しております。
取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブも付与すべく全額業績連動型としております。
具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結当期損益及び製鉄セグメント経常損益の前年度実績に基づき、中期経営計画との関係も勘案し、一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとしております。
なお、監査役報酬は、役位及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る月例報酬の額を決定することとしております。
 - b. 報酬決定の手続
各取締役の報酬については、会長、社長及び社長が指名する3名の社外役員からなる「役員人事・報酬会議」での検討を経て、取締役会で決議することとしております。
なお、各監査役の報酬については、監査役の協議により、決定しております。
- (4) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定を行うにあたっての方針と手続
 - a. 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定の方針
取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス(社外役員の員数を含む)を考慮することを方針としております。
 - b. 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定の手続
取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定については、会長、社長及び社長が指名する3名の社外役員からなる「役員人事・報酬会議」での検討を経て、取締役会で決議することとしております。
なお、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。
- (5) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定についての説明
当社は、「株主総会招集御通知」の参考書類、「有価証券報告書」及び役員人事に係るプレスリリースに、個々の業務分担・役職委嘱等を含む当社の役員体制や個々人の略歴を記載することにより、取締役・監査役候補の指名や経営陣幹部の選定を行う際の個々の指名・選定についての説明を行っております。
また、社外取締役・社外監査役候補の指名理由及び独立性については、「株主総会招集御通知」の役員選任議案に係る参考書類において記載することとしております。併せて、本報告書の「1「機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」及び「監査役関係」にも記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社は、投融資を含む重要な財産の処分及び譲受け、資金計画の決定、重要な使用人の選任、重要な組織の設置・変更など法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、社則である「取締役会規程」において具体的に取締役会の決議事項と定め、これら以外の事項にかかる意思決定は、社長その他の業務執行取締役それぞれ委任しております。
なお、当社は、意思決定の迅速化による経営の効率性の向上と責任の明確化を目的に、執行役員制度を導入しております。

【原則4 - 9】(独立役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性については、国内の金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。なお、当社がその判断の基礎とした社外役員と当社との利害関係については、本報告書の「1「機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」及び「監査役関係」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。

定款に定める取締役の定数は20名以内、監査役の定数は7名以内ですが、現在、取締役13名(内、社外取締役2名)、監査役7名(内、社外監査役4名)を選任しております。取締役会全体としてのバランスや多様性については、本報告書の「2(2)「a. 取締役会による監督について」及び「b. 監査役による監査について」をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況)

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、「株主総会招集御通知」の参考書

類、「事業報告」、「有価証券報告書」等において、毎年開示を行っております。いずれも当社ウェブサイトに掲載しておりますので、詳細につきましてはそちらをご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社においては、各取締役・監査役から取締役会の運営等に関する評価や意見などを個別に聴取のうえ、取締役会において、定期的に取り締り会全体の実効性について分析・評価を行い、今後の取締役会の運営等の改善に活用することとしております。

当社取締役会は、本年4月開催の取締役会において、各取締役・監査役の自己評価も踏まえ取締役会全体の実効性評価を実施したところ、会社法および社内規程に基づいて取締役会に付議・報告された各議案について、適切に事前説明がなされたうえで、中長期的な企業価値向上の観点も踏まえ、社内外役員による多様な視点からの質疑・審議を経て決議されていること等から、総合的にみて、当社取締役会は実効性があると評価しております。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、各社外取締役及び社外監査役に対し、就任の際に、当社の企業理念やグループ事業の内容等について説明を行うとともに、就任以降、製鉄所・研究所の視察等の機会を設けております。また、社内出身の業務執行取締役及び監査役に対しても、その就任に際して、会社法等の重要な法令に基づく責務や業務に関連する制度について改めて説明を行っております。

【原則5 - 1】(株主との対話方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との建設的な対話を促進するための諸施策に取り組んでおります。株主・投資家との対話全般については、総務担当取締役及び財務担当取締役が統括し、総務部・財務部をはじめとする社内各部門が連携して、施策の充実に努めております。

具体的には、株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、各地で定期的開催する経営概況説明会や工場見学会、情報冊子の発行などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実に努めております。また、機関投資家に対しては、四半期毎の決算説明会、中期経営計画説明会、製鉄所・研究所の見学会等を通じて当社の経営戦略、事業内容、業績等を説明するほか、投資家向けサマールミーティング、各種カンファレンス、海外機関投資家訪問等による対話の充実に取り組んでおります。こうした取り組みを通じて株主・投資家からいただいたご意見等につきましては、定期的に取り締り会等に報告・フィードバックしております。

なお、インサイダー情報(未公表の重要事実)については、社則である「インサイダー情報管理およびインサイダー取引規制規程」に従って適切に管理しております。

当社の「株主・投資家に対する情報開示・対話に関する基本方針」については、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------------------|------------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) | 39,233,100 | 4.13 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) | 31,906,000 | 3.36 |
| 日本生命保険(相) | 24,532,498 | 2.58 |
| 住友商事(株) | 18,269,011 | 1.92 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5) | 17,344,900 | 1.83 |
| (株)みずほ銀行 | 16,299,898 | 1.72 |
| (株)三井住友銀行 | 14,647,067 | 1.54 |
| 明治安田生命保険(相) | 13,960,774 | 1.47 |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 13,655,401 | 1.44 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口1) | 12,840,200 | 1.35 |

| | |
|-----------------|--|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
|-----------------|--|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明 更新

- (株)みずほ銀行は、上記以外に当社株式2,235,000株(持株比率0.24%)を退職給付信託設定している。
- (株)三井住友銀行は、上記以外に当社株式6,638,152株(持株比率0.70%)を退職給付信託設定している。
- 上記のほか、当社所有の自己株式66,401,852株(持株比率6.99%)がある。
- 2016年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、(株)みずほ銀行及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne(株)が2016年10月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として前事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称 | 所有株券等の数(株) | 株券等保有割合(%) |
|------------------|------------|------------|
| (株)みずほ銀行 | 18,534,898 | 1.95 |
| アセットマネジメントOne(株) | 37,272,800 | 3.92 |
| 合計 | 55,807,698 | 5.87 |

- 2017年3月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループが2017年3月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、上記の表中に記載の(株)三菱東京UFJ銀行を除き、前事業年度末

現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称 | 所有株券等の数(株) | 株券等保有割合(%) |
|----------------------|------------|------------|
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 13,655,401 | 1.44 |
| 三菱UFJ信託銀行(株) | 30,443,021 | 3.20 |
| 三菱UFJ国際投信(株) | 3,636,000 | 0.38 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) | 2,314,238 | 0.24 |
| 合計 | 50,048,660 | 5.27 |

3. 企業属性

| | |
|---------------------|--------------------------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 鉄鋼 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1兆円以上 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 300社以上 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、上場子会社4社を有しています。
 各社は当社と事業戦略を共有しつつ、それぞれの責任と権限において自律的に企業経営を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|--|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 20名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 13名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 大塚 陸毅 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 藤崎 一郎 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

| | | |
|-------|---|--|
| 大塚 陸毅 | 同氏は、2012年3月まで、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道(株)の業務執行者を務めておりましたが、現在は同社の非業務執行者です。なお、当社の連結売上高に占める同社との取引額は1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。 | <p>【社外取締役を選任している理由】</p> <p>同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。</p> <p>【独立役員として指定した理由】</p> <p>同氏は、2012年3月まで、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道(株)の業務執行者を務めておりましたが、現在は同社の非業務執行者です。なお、当社の連結売上高に占める同社との取引額は1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。</p> <p>以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 藤崎 一郎 | 同氏は、当社が法人会員として会費を納入している一般社団法人日米協会の会長ですが、同協会は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社は同協会に対し年間18万円の会費を支払っております。また、当社は2016年7月に、同協会100周年記念にあたり300万円の寄付を行っております。 | <p>【社外取締役を選任している理由】</p> <p>同氏は、外務省において培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い識見や特命全権大使その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。</p> <p>【独立役員として指定した理由】</p> <p>同氏は、当社が法人会員として会費を納入している一般社団法人日米協会の会長ですが、同協会は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社は同協会に対し年間18万円の会費を支払っております。また、当社は2016年7月に、同協会100周年記念にあたり300万円の寄付を行っております。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員等にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。</p> <p>以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|-----------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 役員人事・報酬会議 | 5 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 役員人事・報酬会議 | 5 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 社内取締役 |

補足説明

なお、委員構成における「社外有識者」に該当する委員は社外監査役1名であり、「委員長(議長)」は代表取締役社長です。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 7名 |
| 監査役の数 | 7名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人(監査法人)、内部監査部門(内部統制・監査部)は相互に連携して監査を遂行しております。具体的には、監査役と会計監査人は、定期的に情報交換を行い、密に連携を図り、それぞれが監査計画に基づいた監査を実施しております。

また、内部統制・監査部は、定期的にグループ全体の内部統制状況及び事故・事件の発生・対応状況等を監査役に報告し、意見交換をしております。会計監査人との間では、四半期毎にリスクマネジメント委員会における議論の内容等を報告するとともに、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用に関して適宜協議し、継続的改善を図っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 4名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 4名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 永易 克典 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 大林 宏 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 牧野 治郎 | その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 東 誠一郎 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--|---|
| 永易 克典 | | 同氏は、2016年3月まで、当社の借入先のひとつである(株)三菱東京UFJ銀行の業務執行者を務めておりましたが、現在は同行の非業務執行者です。なお、当社は同行に限らず複数の金融機関等から広く資金を調達しており、同行は当社の特定関係事業者ではありません。 | <p>【社外監査役として選任している理由】</p> <p>同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。</p> <p>【独立役員として指定している理由】</p> <p>同氏は、2016年3月まで、当社の借入先のひとつである(株)三菱東京UFJ銀行の業務執行者を務めておりましたが、現在は同行の非業務執行者です。なお、当社は同行に限らず複数の金融機関等から広く資金を調達しており、同行は当社の特定関係事業者ではありません。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員等にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。</p> <p>以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |

| | | |
|-------|----------|--|
| 大林 宏 | 該当ありません。 | <p>【社外監査役として選任している理由】 同氏は、法曹としての高い識見や検事総長その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。</p> <p>【独立役員として指定している理由】 同氏の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。</p> <p>以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 牧野 治郎 | 該当ありません。 | <p>【社外監査役として選任している理由】 同氏は、財務省(旧大蔵省)において培われた財政全般にわたる高い識見や国税庁長官その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。</p> <p>【独立役員として指定している理由】 同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。</p> <p>以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 東 誠一郎 | 該当ありません。 | <p>【社外監査役として選任している理由】 同氏は、企業会計に精通している公認会計士としての高い識見や豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。</p> <p>【独立役員として指定している理由】 同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。</p> <p>以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 6名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性については、国内の金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。

そして、上記のとおり、各社外役員はいずれも独立性を備えていると判断されることから、国内の各金融商品取引所に対し、全員を独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|--------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |
|---------------------------|--------------|

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブも付与すべく全額業績連動型としております。

具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結当期損益及び製鉄セグメント経常損益の前年度実績に基づき、中期経営計画との関係も勘案し、一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとしております。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、社外取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しています。また、有価証券報告書において、連結報酬等の総額が1億円以上である者について、連結報酬等の総額を個別に開示しています。

なお、2016年度に係る支給総額は、取締役の月例報酬が964,901,000円(対象19名。うち、社外取締役(2名)が28,800,000円)、監査役の月例報酬が207,510,000円(対象10名。うち、社外監査役(5名)が月例報酬57,600,000円)です。

上記には、2016年6月24日開催の第92回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役5名及び監査役3名を含んでいます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「1-1 [コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] [原則3-1] (情報開示の充実) の(3)「取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、総務部及び監査役事務局に十分な人員を置き、それらの者が社外取締役又は社外監査役に対し、取締役会その他の重要な会議に付議・報告される案件の事前説明を行うなど適時・適切に会社の情報を提供し、社外取締役及び社外監査役の業務をサポートしております。なお、監査役事務局には、取締役からの独立性を確保するため専任の事務局員を配置し、社外監査役を含むすべての監査役の指示の下で監査活動への支援その他の監査事務に関する業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要、考え方ににつきましては、本報告書の「1-1「基本的な考え方」に記載しております。業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等に係る以下の補足説明及び末尾の模式図と併せてご参照ください。

(1) 業務執行について

当社及び当社グループ経営に関する重要事項は、社則に従い、会長・社長・副社長等によって構成される「経営会議」(原則週1回開催)の審議を経て、「取締役会」(毎月1~2回開催)において執行決定を行っております。また、経営会議、取締役会に先立つ審議機関として、目的・各分野別に23の全社委員会を設置しております。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長のもと、業務執行取締役、執行役員、事業部長ほか部門長が迅速に遂行しております。

(2) 監査・監督について

a. 取締役会による監督について

取締役会は、当社事業に精通した業務執行取締役11名と独立した立場の社外取締役2名から構成されており、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定を行うとともに、取締役及び執行役員等による職務執行の監督を行っております。

この内、社外取締役は、企業経営、国際情勢・経済等の分野における豊富な経験や高い識見に基づき、取締役会等の場において各々独立した立場から意見を述べ、議決権を行使すること等により、取締役会における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実に寄与しております。また、社外取締役は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)のみの意見交換の場に加え、会長、社長及び社外監査役との連絡会等を通じて、当社経営課題に関する情報の交換、認識の共有を図っております。

なお、有用な社外取締役を確保し、期待される役割を十分に発揮していただけるよう、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。

b. 監査役による監査について

当社の監査役は、当社事業に精通した常勤の監査役3名と独立した立場の社外監査役4名から構成されており、株主の負託と社会的信頼に応え、今日的に期待されている役割と責任を果たす独立の機関として取締役の職務の執行状況等を監査することにより、当社グループの健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立に寄与することをその責務として活動しております。

具体的には、各監査役が相互に連携を図りながら、監査役会が定めた監査基準、監査の方針及び計画等に沿って、内部統制システムの整備・運用状況及び経営計画諸施策の推進状況を重点監査項目として、計画的に日々の監査活動を進めております。また、取締役会等重要な会議への出席や製鉄所等への実地調査を実施するとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行状況等について説明を求め、積極的に意見を表明しております。

グループ会社については、その取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、事業の報告を受け、説明を求めています。さらに、グループ会社監査役と連絡会等を通じて密接な連携を図り、グループ全体の監査品質向上に努めております。また、監査役の専任スタッフとして5名が配置されております。

社外監査役は、企業経営、法曹、行政・財政、会計等の分野における豊富な経験や高い識見に基づき、取締役会、監査役会等の場にお

いてそれぞれ独立した立場から意見を述べ、会社の業務及び財産の状況に関する調査等も含む監査活動を行うこと等により、当社の健全で公正な経営に寄与しております。また、社外監査役は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)のみの意見交換の場に加え、会長、社長及び社外取締役との連絡会等を通じて、当社経営課題に関する情報の交換、認識の共有を図っております。

なお、監査役が独立の立場からより充実した監査業務を行うための監査環境の一層の整備に資するよう、すべての監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。

c. 会計監査について

当社は、会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。当社において、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

有限責任 あずさ監査法人

・業務を執行した公認会計士の氏名(指定有限責任社員)

公認会計士 森 俊哉、公認会計士 横澤 悟志、公認会計士 蓮見 貴史

森 俊哉氏、横澤 悟志氏及び蓮見 貴史氏の当社に対する継続監査年数は7年以内です。

・会計監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、同監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士を主たる構成員とし、システム専門家等の補助者も加わっております。

また、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

d. 内部統制・監査について

当社は、取締役会において、本報告書の「Ⅴ. 内部統制システム等に関する事項」に記載のとおり、内部統制システムの基本方針を定め、これに沿った運用をしております。

(3) 取締役報酬の決定、取締役・監査役候補の指名について

本報告書の「Ⅰ- 1【原則3 - 1】(情報開示の充実)の(3)「取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」及び(4)「取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定を行うにあたっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書の「Ⅰ- 1「基本的な考え方」の(2)に記載しておりますので、ご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の3週間前(法定の1週間前)に発送しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 集中日を回避して定時株主総会を開催しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 実施しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | (株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに登録しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 株主総会招集通知の英訳を当社及び東京証券取引所のウェブサイトに株主総会の4週間前に掲載しております。 |
| その他 | 早期情報開示の観点から、本年は、株主総会招集通知の内容を、株主総会の4週間前にあたる5月29日(英訳含む)に当社及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載致しました。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 「株主・投資家に対する情報開示・対話に関する基本方針」を定め、当社ウェブサイトにおいて公表しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人株主を対象に経営業績概況についての説明会を開催しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年4回業績発表時に、国内でIR担当役員による業績概況及びトピックスに関する事項についての説明会を開催しております。経営戦略に関する重要事項がある場合は、必要に応じて説明会を開催しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外投資家の個別訪問等を実施しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IR説明会資料等をタイムリーに掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 財務部IR室を設置しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「新日鐵住金グループ企業理念」において、信用・信頼を大切にしているグループであり続ける旨を定め、「新日鐵住金グループ企業行動規範」において、法令・規則を遵守し、高い倫理観をもって行動し、様々なステークホルダーの立場を尊重することとしております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社が果たすべき社会的責任とは、本業に誠実に取り組み、需要家に満足される製品・サービスを提供しながら、安定した収益を実現するとともに、経営の透明性を確保し、必要なコストを負担して環境保全をはじめとする社会的な責任を果たしていくことだと認識しております。こうした基本認識に立ったうえで、「新日鐵住金グループ企業理念」に、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会の発展に貢献する旨を定め、当社として企業の社会的責任への取組みに努めることとしております。具体的取組み内容は、当社が毎年発行している「環境・社会報告書」等で紹介しております。(当社ウェブサイトにも掲載しております。) |

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

- (1) 「新日鐵住金グループ企業行動規範」において、企業情報を積極的かつ公正に開示することとしております。
- (2) 「内部統制システムの基本方針」において、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努めることとしております。
- (3) 「インサイダー情報管理およびインサイダー取引規制規程」において、インサイダー情報に関し取締役会での決定又は報告が行われた後、速やかに複数の報道機関に公開するとともに、各上場金融商品取引所の規則に定める開示を行うこととしております。
- (4) 「株主・投資家に対する情報開示・対話に関する基本方針」において、法令及び各金融商品取引所の規則等を遵守し、情報開示を行うとともに、それ以外の財務・非財務情報に関しても、投資判断に影響を与えられられる情報については、適時・適切・公平に開示することとしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「新日鐵住金グループ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指しております。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めております。

【具体的内容】

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。
業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。
また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部門長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。
安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産、品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該担当部門（各機能部門）が全社横断的観点から規程等を整備し、各部門に周知するとともに、各部門におけるリスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行う。
経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、経常予算、設備予算、投融資、技術開発等に関するそれぞれの全社委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。
各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、速やかに内部統制・監査部長に報告する。
内部統制・監査部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。さらに、これらの内容については、リスクマネジメント委員会に報告するとともに、重要事項については、経営会議及び取締役会に報告する。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。
社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び各グループ会社は、「新日鐵住金グループ企業理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。
グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。各主管部門は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。
内部統制・監査部長は、各機能部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行う。
これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。
 - a. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
各主管部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
 - b. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各主管部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
 - c. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各主管部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。
 - d. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各主管部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、速やかに内部統制・監査部長に報告する。
- (7) 監査役の監査に関する事項
当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。
グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。
内部統制・監査部長は、監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行うなど、連携を図る。
また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、事務局員を配置する。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、監査事務に必要な人員を専任配置し、監査役の指示の下で業務を行う。事務局員の人事異動・評価等について、人事労政部長は監査役と協議する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「新日鐵住金グループ企業理念」において、信用・信頼を大切にすることを掲げるとともに、「新日鐵住金グループ企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固たる態度で臨むことを掲げ、「反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する規程」を定め、これに基づく社内体制を整えております。

具体的には、当社内に統括部署及び統括責任者・渉外監理担当者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、警察等との平素からの連携や、グループ内での情報提供・社内研修を実施するなどの啓発活動に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループは、常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて社会の発展に貢献することを企業理念に掲げ、この理念に基づき経営戦略を立案・遂行し、競争力・収益力を向上させることにより、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指しております。

この企業理念・経営戦略が当社株式の大量買付け行為等によってゆがめられ、当社の存立・発展が阻害されるおそれが生じるなど、企業価値が毀損され、ひいては株主共同の利益が損なわれることのないよう、当社は、必要な措置を講じることと致しております。

当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案(以下、「買収提案」といいます。)がなされた場合、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主の皆様が委ねられるべきものと考えております。他方で、買収提案の中には、当社の企業価値や株主共同の利益に対し明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要することとなるおそれのあるもの等が含まれる可能性があると考えております。

従って、当社は、第三者から買収提案がなされた場合に株主の皆様がこのような不利益が生じることがないよう、明確かつ透明性の高いルールを備え置き、実際に買収提案がなされた場合には、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間をもって適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行えるよう環境を整えることが当社取締役会の責務であると考え、「株式の大量買付けに関する適正ルール」(以下、「適正ルール」といいます。)を導入しております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、株主共同の利益の確保・向上を目的に、適正ルールを2006年3月に取締役会決議をもって導入しておりますが、適正ルール導入から10年が経過した2016年3月に、改めて適正ルールの必要性を確認するとともに、その信頼性・法的安定性を一層高めることができるよう、その導入・更新等について事前に株主の皆様のご賛同を必要とする仕組みに変更することとし、同年6月24日開催の第92回定時株主総会において、この変更等を反映した適正ルールについて、株主の皆様のご承認をいただきました。御承認をいただいた適正ルールの概要は、以下a.からc.のとおりです。

a. 買収提案者による必要情報の提出と取締役会における検討等

当社取締役会は、当社の株券等を議決権割合で15%以上取得しようとする者(以下、「買収提案者」といいます。)から適正ルールに定める情報(以下、「必要情報」といいます。)がすべて提出された場合、当該買収提案者からの買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するか否かを検討致します(検討期間は原則12週間)。

b. 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、原則として、上記検討期間の満了後、買収提案を受け入れるか否かを株主の皆様にご判断いただくため、新株予約権の無償割当て(買収提案者に対する措置の発動)の必要性・賛否に関する株主意思の確認手続きを、書面投票又は株主意思確認総会により行います。

ただし、当社取締役会が必要情報を検討した結果、買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合は、株主意思の確認手続きには進まず、また、新株予約権の無償割当ても行われません。

c. 新株予約権の無償割当てがなされる場合

適正ルールに基づく新株予約権の無償割当ては、ア)株主意思の確認手続きにおいて、株主の皆様が新株予約権の無償割当てに賛同された場合、イ)買収提案者が裁判例において悪質・濫用的であると例示されたグリーンメイラー等の4種類のいずれかに該当し、その買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものと取締役会が判断した場合、又はウ)買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視したと取締役会が判断した場合に限られます。

なお、当社取締役会は、上記イ)又はウ)の判断にあたっては、適正ルールの運用に係る当社取締役会の判断の公正性を確保するため、当社の社外取締役又は社外監査役のうち3名の委員で構成する独立委員会から事前に意見を取得し、その意見を最大限尊重致します。

当社の適正ルールは、当社ウェブサイトに掲載しております。

(3) 上記取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

適正ルールは、買収提案がなされた場合に、新株予約権の無償割当ての必要性を、株主の皆様に必要な情報と相当な検討期間をもって御判断いただくためのルール及び手続きを定めたものです。適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を当社株主の皆様が委ねることにより、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図る目的のものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものでもありません。

以上から、当社取締役会は、適正ルールが上記「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿ったものであると判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制

以下に記載の模式図をご参照ください。

(2) 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

a. 決定事実に関する情報開示

当社及び当社子会社に関わる適時開示の対象となる決定事実につきましては、社内規程に従い、取締役会に付議・報告又は総務部長に

報告されており、その後、各上場金融商品取引所の規則に従って開示しております。

b. 発生事実に関する情報開示

当社及び当社子会社に関わる適時開示の対象となる発生事実につきましては、社内規程に従い、取締役会又は総務部長に報告され、その後、各上場金融商品取引所の規則に従って開示しております。

c. 決算に関する情報開示

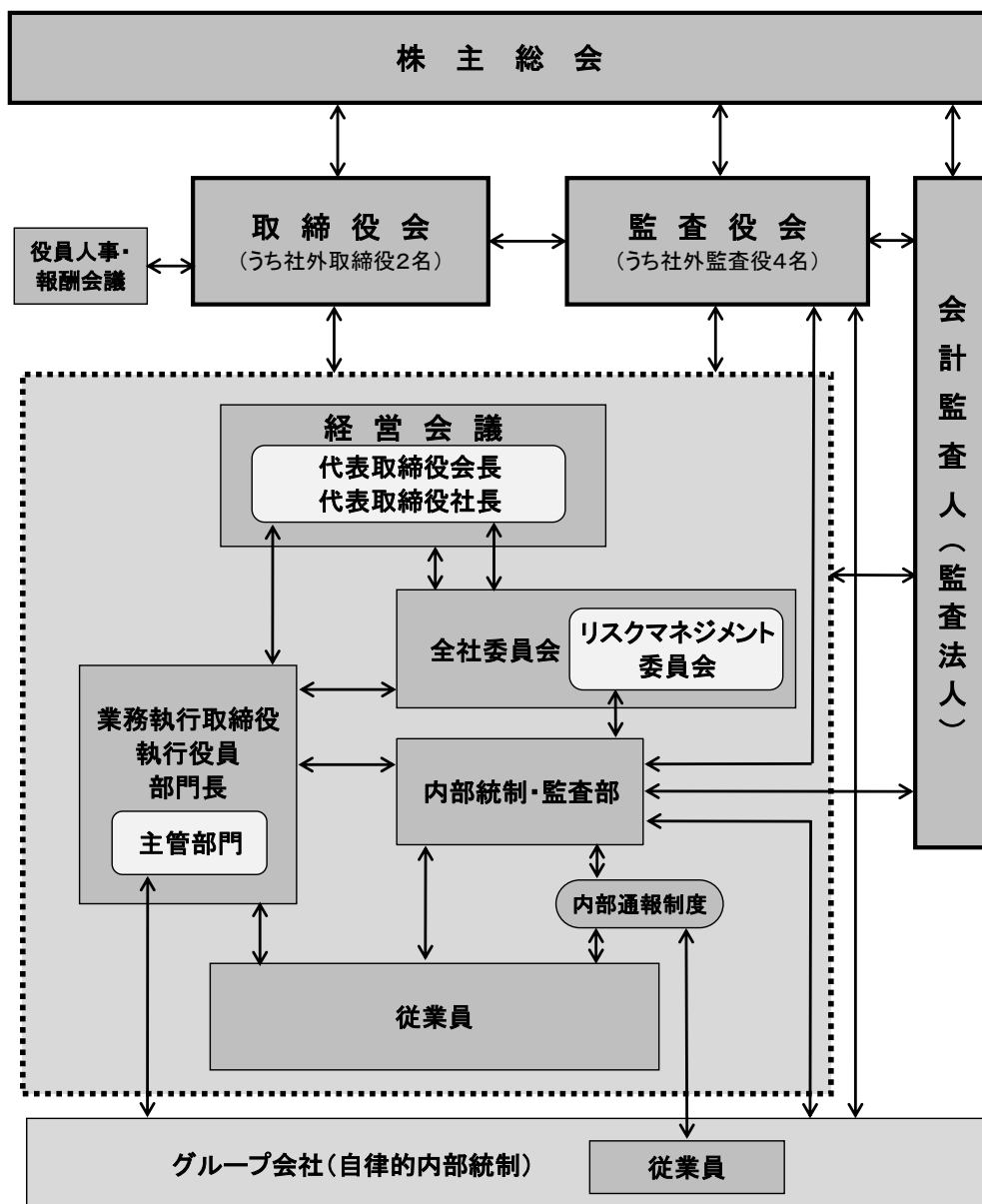
決算情報につきましては、取締役会に付議・報告されており、その後、各上場金融商品取引所の規則に従って開示しております。

d. その他

上記のいずれの情報開示につきましても、取締役会の事務局である総務部総務室長(情報取扱責任者)から適時開示を行っております。また、同開示の際には、当社ウェブサイトへの掲載も行っております。

<参考:会社の各機関・内部統制等の関係図>

当社の各機関と内部統制等の関係を図に示すと以下のとおりとなります。



(補足説明)

- 1 当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については、社内規程に従い、会長・社長・副社長等によって構成される経営会議(原則、週1回開催)の審議を経て、取締役会(毎月1~2回開催)において執行決定を行っています。
- 2 経営会議・取締役会に先立つ審議機関として、目的別に経常予算委員会、設備予算委員会、投融資委員会、資金運営委員会、技術開発委員会、環境経営委員会、リスクマネジメント委員会等、計23の全社委員会を設置しています。
- 3 当社は、当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部統制企画及び内部監査を担当する内部統制・監査部(専任14名、兼務21名)並びに各分野毎のリスク管理を担当する機能部門(約670名)を設置しています。また、当社各部門・グループ会社における自律的内部統制活動の企画・推進を担当するリスクマネジメント担当者(当社約150名)並びにリスクマネジメント責任者等(グループ会社約550名)を配置しています。
- 4 グループ会社については、各社での自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社の主管部門が必要に応じ改善のための支援を行っています。また、当社の内部統制・監査部長が、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価し、各主管部門及び各グループ会社に指導・助言を行っています。